

令和 7 年 2 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 7 年 2 月 2 7 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 7 年 2 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 7 年 2 月 2 7 日

○会議の日時 令和 7 年 2 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 4 階大会議室

○出席委員（22 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	5 番	堀 内 伸 一 君
6 番	高 山 万 寿 君	7 番	加 島 美智代 君
8 番	藤 岡 喜美夫 君	9 番	齋 藤 岳 雄 君
10 番	二 木 寿 夫 君	11 番	平 林 明 美 君
12 番	三 枝 守 和 君	13 番	細 萱 美 嗣 君
14 番	降 籬 治 喜 君	16 番	小 林 正 君
17 番	一 志 寛 君	18 番	中 野 隆 洋 君
19 番	平 林 平 君	20 番	丸 山 新 悟 君
21 番	望 月 慎 二 君	22 番	請 地 康 仁 君
23 番	丸 山 隆 也 君	24 番	佐 原 悦 司 君

○欠席委員（1 名）

15 番 中 村 正 君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	沖 和 義 君	事務局員	飯 田 佳 乃 君

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本定例総会でございますが、現在の出席者が 22 名、中村委員さんは後から来るようなことを言っておりますが、現在 22 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項によりまして、本会議は成立いたします。

この会議は、個人情報の保護に関する法律に基づきまして、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づきまして、意見等につきましては十分ご配慮を願いたいと思います。また、議案に対する質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、ご起立いただき、議員番号、また氏名を名乗ってから発言いただくようよろしくお願いいたします。

します。

○議長（佐原悦司君）　続きまして、議事録署名委員を指名いたします。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、議長より指名をいたします。

委員番号16番、小林正委員、続きまして17番、一志委員、お願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の議決は、出席議員の過半数にて可決といたします。可否同数の場合は、会長がこれを決するものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　続きまして、事務局にお伺いします。

本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森　和哉君）　おりません。

○議長（佐原悦司君）　分かりました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、穂高、堀金、明科地域は2月25日、三郷地域は2月26日に地域委員会を開催し、協議をしております。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号　農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　それでは、議案第1号　農地法第3条申請審議を上程いたします。

11番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、登記地目は田、面積が計1,825㎡です。受人の経営面積は4,306.5㎡、渡人の経営面積が1,825㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君）　委員番号23番、丸山です。申請番号11について説明いたします。

渡人は、申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅近くの農地確保により野菜を作りたいという申請事由でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、説明どおり賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、12番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が36.95㎡です。

受人の経営面積は1万9,500㎡、渡人の経営面積が36.95㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の3ページ、4ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。申請番号12番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、息子へ申請地を贈与したい。受人は、今回贈与を受け、引き続き耕作したい。

以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、13番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が1,475㎡です。受人の

経営面積は1万2,647.15㎡、渡人の経営面積が1万1,577㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員、続きまして申請理由をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号13番について、事務局より説明します。

申請事由は、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、14番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が1,133㎡です。受人の経営面積は4,027㎡、渡人の経営面積が1,133㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号16番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○16番（小林 正君） 委員番号16番、小林です。

申請番号14番につきまして、申請理由、渡人は、市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、住宅を購入済みで、住宅に隣接する申請地を購入し、営農したいということであります。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、15番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、登記地目は田、面積が381㎡です。受人の経営面積は2,124㎡、渡人の経営面積が1,362㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。申請番号15番についてご説明いたします。

申請理由、渡人は、申請地が自宅から遠く管理が困難なため、申請地を譲渡したい。受人は、自宅のすぐ近くの申請地を譲り受け、薬草栽培をしたい。

以上でございます。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、16番案件につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、登記地目は田、面積が442㎡です。受人の経営面積は1万7,520㎡、渡人の経営面積が442㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 委員番号9番、齋藤です。申請番号16番について説明いたします。

申請事由は、渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、渡人からの申請地を贈与したい旨の申出があり、受贈することとした。審議をよろしく願ひし

ます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

齋藤委員、よろしいですか、別表の航空写真、8ページのところを見ますと、1枚の田んぼというか、これは半分だけご購入というような形になっておりますが、これはちょっと説明をお願いします。

○9番（齋藤岳雄君） それでは、説明いたします。

赤い番号の上のほうはまた別の方の土地で、それを1枚にして耕作している状態で、実質1枚の中で2筆ある状態です。そういうことです。

○議長（佐原悦司君） 別々の方が1枚の筆を使っていて、今度は半분을……

○9番（齋藤岳雄君） 買うということですね。

○議長（佐原悦司君） 畦をちょこっと。

○9番（齋藤岳雄君） 畦はもうなくて、もう現状でもそのまま作っているので、実質2筆のところを1枚にして耕作している状態です。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、17番案件につきまして、ご説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計817㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が156㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の9ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。申請番号17番についてご説明申し上げます。

申請事由ですが、渡人は、市外に居住しており耕作が困難なため、受人に譲渡したい。また、受人は、申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということでございます。

ちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。

別冊資料の9ページの航空写真で、申請地右側が[REDACTED]番地になるわけですが、航空写真ではこのようなちょっと荒れているような状況に見えますけれども、現状はこれは片づけられ、整地され、この農地ばかりではなくて、周辺全体がきれいになっておりますので申し添えます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、本案件につきまして採決に移ります。賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請を上程いたします。

3番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は豊科地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が100㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。申請番号3番について説明をいたします。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたい、こういう事由でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、4番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が259㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページをご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。申請番号4番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、5番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の2筆で第1種農地です。登記地目は田、面積が計157㎡です。申請内容は住宅敷地（車庫・庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページをご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 委員番号6番、高山です。申請番号5番について説明いたします。

申請理由、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたい。以上、審議をよろしく申し上げます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、6番案件につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が70㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 委員番号6番、高山です。申請番号6番について説明いたします。

申請理由、申請人は、農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用の追認申請を行いたい。審議をよろしく願います。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、7番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 6ページをお願いします。

申請地は堀金地域の2筆で第1種農地です。登記地目は畑、面積が計128㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月が申請番号7番について説明いたします。

転用事由として、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、8番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が209㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。申請番号8番についてご説明申し上げます。

転用理由ですが、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということでございます。ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、9番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が80㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・倉庫）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 22番の請地です。申請番号9番についてご説明します。

転用事由ですけれども、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということです。審議、よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第3号 農地法第5条申請審議を上程いたします。

それでは、10番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域の3筆で第1種農地です。登記地目は田、面積が計2,137㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（7区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。申請番号10番について、転用理由を説明いたします。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として

販売したい。

以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

2,000㎡を超える広大な土地でございますが、豊科地域委員会では別に問題はございませんでしたでしょうか。

○13番（細萱美嗣君） この北側に道路があるのですが、この東側の、そこから十字路になって、東側が自動車がすれ違いができないという、やや狭いということで伺って、交通渋滞も激しいところだということで、その点でどうかというような話がありましたけれども、こちらの周りがもう住宅地が続いておりますし、また、その南にも道路がありますし、道路面にも接続、大きな土地をつくってあるために、そういう交通上の注意をしながら通っていくということで、やむを得ないということで認められるかなと思います。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

東側道路がやや狭いというような話でございました。

ほかにご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ご意見、ご質問なければ採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、11番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が472㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。申請番号11番の転用理由についてご説明いたします。

借人は、現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいということです。ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

航空写真26ページを見ますと、おもしろい形でちょっと切り取っているような状況でございますが、そこら辺、何か理由等ございますでしょうか。

○13番（細萱美嗣君） この東側の駐車場、ここは[]になっておりまして、[]の北側のほうへ行ったところであります。ここの形なんです、現状よりも右のところのほうで細く道路にぶつかっているところですけども、ここは実質的には非常に耕作しにくいというところで、この場合に区切ったほうがかえって耕作しやすいという、そういう利便性もあるというような説明もありました。ここは[]のところへ行く道の南側というところです。利便性もいいですし、実家のすぐそばということでやむを得ないというようなことになりました。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

そのほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、12番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は豊科地域の3筆で第3種農地です。登記地目は畑、面積が計181㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。申請番号12番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、13番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が770㎡です。申請内容は建売住宅(2棟)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番の山田です。申請番号13番の説明をいたします。

転用事由です。受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、14番案件につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が3.43㎡です。申請内容は住宅敷地、土留擁壁で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番(平林明美君) 委員番号11番、平林です。申請番号14番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地を土留擁壁として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたい。以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、15番案件につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は穂高地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が900㎡です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。申請番号15番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、16番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で第3種農地です。登記地目は田、面積が計499㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、担当地区委員がまだ見えておりませんので、事務局より説

明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号15番、中村委員に代わって、申請番号16番について、事務局より説明いたします。

転用事由は、受人は、現在市外に居住しているが、会社の移動のため利便性のよい申請地に住宅を建築したいということであります。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして17番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が650㎡です。申請内容は建売住宅1棟、住宅敷地・庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に変わって、申請番号17番について、事務局より説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということであります。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、18番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計628㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らし特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。申請番号18番について説明いたします。

転用理由ですけれども、受人は、現在市外に居住しているが、今後のことを考え実家に近い申請地に住宅を建築したいということです。審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、19番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の2筆で農振農用地及び第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計683㎡です。申請内容は埋土置場、車両待避所（一時転用、許可日から令和7年10月31日まで）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 委員番号6番、高山です。申請番号19番について説明いたします。

借人は、申請地付近の開発に伴い、申請地を造成用の埋土置場や工事車両等のすれ違いが行えるよう車両待避所として使用したい。以上、審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

中島委員、どうぞ。

○2番（中島博幸君） 三郷の地域長の中島です。

この申請地ですけれども、こっちの黄色のほうに現在開発が進んでいますけれども、この周辺の道路が非常に狭いということで、行き違いとかそういうことができないので、地域住民のほうから業者に対して、行き違いができたり、そういう適切対応であるとか、そういうことをやってほしいという要望があったので、ここを一時転用したいということです。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 三郷地域長より補足説明がございました。内容はお分かりでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、20番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が668㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らし特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 委員番号9番、齋藤です。申請番号20番について説明します。

転用事由は、借人は、現在実家に居住しているが、今後のことを考え実家に近い申請地に住宅を建築したいということです。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、21番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は明科地域の9筆で農振農用地です。登記地目は畑、面積が計1,204㎡です。申請内容は仮設ヤード（一時転用、許可日から令和8年3月31日まで）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

なお、申請地の地区名が下押野区となっておりますが、正しくは大足区ですので訂正をお願いいたします。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。申請番号21番についてご説明を申し上げます。

転用事由ですが、借人は、申請地を道路改良工事に伴い仮設ヤードとして一時的に利用するため申請したいというものであります。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第4号 租税特別措置法適格者証明申請審議につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項等に規定する適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号1番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科及び穂高地域の11筆で、登記地目は田及び畑、面積は計7,331.87㎡です。当該の農地については引き続き適正に耕作されていることが確認されております。位置等につきましては、別冊資料の48ページから50ページでご確認ください。

続いて、13ページをお願いします。

申請番号2番は、贈与税納税猶予に係るもので、穂高及び堀金地域の13筆で、登記地目は田及び畑、面積は計3万290.39㎡です。当該の農地については引き続き適正に耕作されてい

ることが確認されております。位置等につきましては、別冊資料の51ページ、52ページでご確認ください。

以上、2件ですが、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

堀内委員、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

別冊資料の50ページの航空写真を見ますと、上のほうに二本の左側の農地について、何か宅地的なように写真からは見えるのですが、先ほどご説明がありましたので、もしこの辺開発されているのであれば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

別冊50ページの上のほうで建物があるようだという質問でございました。事務局、よろしいですか。お願いいたします。

○事務局（森 和哉君） こちらは、建物が当該地に2つ確認できるかと思われます。右と左と分かれて説明させていただきますと、左側は、こちらは追認で農業用の施設としての手続を行っていただいております。右側の施設については、こちらは温室です。写真等を提出いただきまして、適正に耕作されていることを事務局においても確認させていただいております。以上です。

○議長（佐原悦司君） ただいま、事務局の説明、堀内さん、いかがでしょうか。

○5番（堀内伸一君） ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして原案どおり証明書の交付を承認するということで、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により証明書の交付を承認いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）につきまして上程をいたします。

農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限につきまして、委員番号2番、中島博幸委員につきましては、参考人として出席していただきますが、採決に加わることができません。

るので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号6番です。権利の移転をする土地は豊科地域の3筆で、登記地目は田、面積は計6,016㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和7年3月21日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の53ページでご確認ください。

続いて、整理番号7番です。権利の移転をする土地は豊科地域の7筆で、登記地目は田、面積は計1万1,098㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和7年3月17日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の54ページ、55ページでご確認ください。

続いて、15ページをお願いします。

整理番号8番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計2,884㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和7年3月21日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の56ページでご確認ください。

続いて、整理番号9番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計6,120㎡、目的はブドウ、リンゴ、移転・引渡しの時期ともに令和7年3月17日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の57ページでご確認ください。

続いて、整理番号10番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は田、面積は2,725㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和7年3月17日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の58ページでご確認ください。

続いて、16ページをお願いします。

整理番号11番です。権利の移転をする土地は堀金地域の8筆で、登記地目は田及び畑、面積は計1万3,414㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和7年3月21日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の59ページでご確認ください。

以上、6件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの案件につきまして原案どおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり農用地利用集積計画審議（所有権移転）を決定いたします。

議案第 6 号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 6 号 農用地利用集積審議（利用権設定）につきまして上程をいたします。

農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限につきまして、委員番号 3 番、山田委員、9 番、齋藤委員、14 番、降旗委員につきましては、参考人として出席していただきますが、決定には加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 17ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和 7 年 2 月 27 日です。設定件数は総計195件、72万6,168.73㎡です。うち新規分は96件、34万2,749.73㎡です。期間別設定面積は、1 年から20年までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計445筆で、耕作者は100人、所有者は177人となっております。

利用権設定の一覧は18ページから31ページです。32ページは中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

地元の担当地区をしっかりとご確認していただきまして、審議に入りますが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして原案どおり賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり農用地利用集積審議（利用権設定）を決定いたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。全体を通して何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

ちょっと 1 点、北穂高で農地のところに住宅を建てるというのがございましたが、線路の

際なんですけれども、線路の際というのは何メートルとか、どこからどこまでが農地で、どこからどこまでが線路というような、実際に測っているのでしょうか。

○事務局（森 和哉君） 電車の線路沿線での開発についてはＪＲ側と協議をしなければなりませんので、あらかじめＪＲと協議した上で場所を確定していると思います。

○議長（佐原悦司君） 住宅を建てる場合は、ＪＲと協議をして建てるということですね。

○事務局（森 和哉君） 工事をする際に、クレーンだとかそういったものが電車の架線や運行中に支障があるということなので、あらかじめＪＲのほうからそういった協議をしてくださいというような連絡もありますし、開発担当のほうからあらかじめＪＲ側と協議するようということで、市の土地利用条例の際に指導しているところです。以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

全体を通して何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、全ての議事を終了いたします

午後 ３時３０分 閉会